

平成25年度新潟県警察官 A（大学卒業者）採用試験（平成26年 4 月採用予定・第 2 回）、警察官 B（大学卒業者以外）採用試験（平成26年 4 月採用予定）の実施について（公告）

次のとおり新潟県警察官（巡査）の採用試験を行う。

平成25年 7 月 2 日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

1 試験職種・受験資格・採用予定人員

試験職種	受 験 資 格	採用予定人員
男性警察官 A	昭和58年 4 月 2 日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成26年 3 月31日までに卒業見込みの人（新潟県人事委員会がこれらと同等と認める人を含む。）	20人程度
女性警察官 A		4人程度
男性警察官 B	昭和58年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれた人。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成26年 3 月31日までに卒業見込みの人（新潟県人事委員会がこれらと同等と認める人を含む。）を除く。	62人程度
女性警察官 B		10人程度

男性警察官 B 採用試験の第 1 次試験は、新潟県が東京都（警視庁）、千葉県及び神奈川県と共同で実施するもので、申込みの際に志望する都県を 2 つまで選択できる。ただし、新潟県以外の都県を第 1 志望とした場合は、新潟県を第 2 志望とすることはできない。

2 職務内容

個人の生命・身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

3 欠格条項

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験の日時・場所

試験は、第 1 次試験及び第 2 次試験とし、第 2 次試験は、第 1 次試験に合格した人について行う。

区分	日時	職種	試験場
第 1 次試験	平成25年 9 月22日 受付時間 午前 9 時から 午前 9 時30分まで	警察官 A	新潟国際情報大学 (新潟市西区みずき野 3 丁目 1 番 1 号)
		警察官 B	新潟国際情報大学 (新潟市西区みずき野 3 丁目 1 番 1 号) 長岡運転免許センター (長岡市上前島町字上野 7 番 1) 新潟県立上越テクノスクール (上越市大字藤野新田 333 番 2)
第 2 次試験 (新潟県の場合)	平成25年10月19日(予定)及び11月15日から12月3日(予定)のうち指定する日時	警察官 A	新潟国際情報大学 (新潟市西区みずき野 3 丁目 1 番 1 号)
		警察官 B	新潟県庁(予定) (新潟市中央区新光町 4 番地 1) 日時、試験場は第 1 次試験の合格者に通知する。

5 試験の方法

- (1) 第 1 次試験

試験種目	内容
教養試験	一般的な知識及び知能について、警察官Aについては大学卒業程度、警察官Bについては高等学校卒業程度で択一式による筆記試験を行う。
体力検査I	職務に必要な体力を有するかどうかを検査（腕立て伏せ、反復横跳び、立ち幅跳び）する。

(2) 第2次試験

試験種目	内容
論作文試験	課題の理解力、表現力、文章構成力等について筆記試験を行う。 なお、論文試験は警察官A受験者について、作文試験は警察官B受験者について行う。
体力検査II	職務に必要な体力を有するかどうかを検査（20メートルシャトルラン）する。
面接試験	積極性、信頼性、社会性等について面接試験を行う。
適性検査	職務執行上必要な適性等について検査を行う。面接試験の参考とする。
身体検査	通常の職務執行に支障をきたすおそれのある疾病等の有無について検査を行う。なお、検査には以下の基準がある。

○身体基準

項目	基準	
	男性警察官A・B	女性警察官A・B
身長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。	
色覚	職務執行上支障がないこと。	
聴力	職務執行上支障がないこと。	
関節等	職務執行上支障がないこと。	

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査する。

6 試験の配点・基準

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験（適性検査を除く。）にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、一つでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず原則として不合格となる。

区分	種目	配点	基準	
第1次試験	教養試験	100点	40点以上 ※基準は目安であり、引き下げる場合がある。	
	体力検査I	腕立て伏せ 反復横跳び 立ち幅跳び	適否	
			10点	3種目の合計得点が15点以上
			10点	※1種目でも0点があった場合、不合格となる。
第2次試験	面接試験	130点	50点以上	
	論作文試験	30点	12点以上	
	体力検査II	20メートルシャトルラン	適否 男性32回以上 女性19回以上	
	身体検査	—	身体基準のとおり	

*教養試験については、粗点（正答数）をそのまま用いるのではなく、当該種目の平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数は概ね0～100点に分布する。

○教養試験の標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times (A - B) \div C + 50$$

A：ある受験者の粗点（正答数）

B：当該種目の平均得点

C：当該種目の標準偏差

○体力検査Iの点数の目安

検査種目	記録		点数
	男性	女性	
腕立て伏せ	15回	5回	5点
反復横跳び	41回	36回	5点
立ち幅跳び	195cm	143cm	5点

*上記の各種目の記録に対する点数は目安であり、各種目の回数や距離に応じて点数を設定している。基準については男女とも3種目の合計得点が15点以上である。

*体力検査Ⅰの記録は、第2次試験における面接試験の参考とする。

7 合格者の発表

区分	日時	方法
第1次試験合格者	平成25年10月10日午後1時（予定）	県庁内の広報展示室（1階）前の掲示板及び新潟県警察ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
最終合格者	平成25年12月20日午後1時（予定）	県庁内の広報展示室（1階）前の掲示板及び新潟県警察ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に通知する。

8 合格から採用まで（新潟県の場合）

- (1) 最終合格者は、得点順に任用候補者名簿に登載され、新潟県警察本部長からの請求に応じて高点順に推薦され、欠員の状況により順次採用が決定される。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。
- (2) 平成26年3月31日までに大学等を卒業する見込みで警察官A（平成26年4月採用予定・第2回）採用試験を受験した人については、同時期までに卒業することができなかった場合は採用されない。
- (3) 採用は、原則として平成26年4月1日である。
- (4) 任用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。
- (5) 採用後は巡査に任命され、初任科生として警察学校に入校し、警察官Aは6か月間、警察官Bは10か月間、それぞれ初任教養を受けた後、新潟県内の各警察署に配置される。

9 給与等

- (1) 採用後の給料は、平成25年4月1日採用者を例にとると、警察官A採用者で211,800円、警察官B採用者で172,000円である。また、職歴等がある場合などは一定の基準で加算される。
- (2) 採用後は昇給の制度があり、また、一定の条件により通勤手当、扶養手当、住居手当等も支給される。
- (3) 職務に必要な制服・制帽・ワイシャツ・ネクタイ・防寒服・雨衣・手袋・靴等が現品で支給される。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の配布等

受験申込用紙は、新潟県警察本部警務部警務課、県内の各警察署・交番・駐在所で配布するほか、新潟県警察ホームページからダウンロードすることもできる。

受験申込用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官採用試験受験案内請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8553 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部警務部警務課採用係に請求すること。

(2) 受験申込の方法

以下のいずれかの方法によること。

ア 受験申込用紙に必要事項を記入し、新潟県警察本部警務部警務課又は県内の各警察署・交番・駐在所に直接持参するか郵送する。

郵送する場合は、封筒の表に「警察官採用試験受験」と朱書きし、書留等確実な方法をとること。

イ 新潟県警察ホームページから電子申請を行う。

（申請にあたっては、新潟県警察ホームページに掲載の「受験申込者ガイド」に従うこと。）

(3) 受付期間

ア 郵送又は持参の場合

- ・平成25年7月5日から8月15日午後5時15分まで受け付ける。
- ・なお、郵送の場合は、8月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 電子申請の場合

- ・平成25年7月5日から8月15日午後5時15分まで受け付ける。

11 試験に関する事務の委任

次の試験に関する事務を警察本部長に委任する。

- (1) 受験者の募集、申込みの受付
- (2) 教養試験の実施（試験問題の作成決定及び管理を除く。）
- (3) 第1次試験合格者の決定
- (4) 面接試験の実施
- (5) 論作文試験の実施
- (6) 適性検査の実施
- (7) 体力検査Ⅰ・Ⅱの実施
- (8) 身体検査の実施